

進捗管理表（基本取組目標管理シート総括票）

（平成28年3月31日現在）

区分	基本取組	基本取組の具体的な内容	現状まとめ(H27年度)	活動指標 【実績(H27)/中間目標 (H27)】	取組方針	(参考)総合計画、廃棄物 処理計画における目標値
1 監視活動の 充実	1-1 目的 志向型監視活 動の充実	(1) 施設・事業者の「改善」を重視した監視活動の充実 (2) 効果的で継続的な熱意ある監視活動の実施 (3) 産業廃棄物の不適正処理の現状の把握（態様・件 数・規模）	(1) 毎朝ショートミーティングを開催して課員が確実に情報共有することにより、各事 案の指導を行う際の対応方針や対策を確認している。【監視】 (2) 監視指導業務年間計画を作成し、各事案の監視頻度を優先順位に応じて区分したう えで、当該年間計画に基づき効果的で継続的な監視活動を行っている。なお、効率的で効 果的な監視活動となるよう事案の重要度を踏まえ本庁と地域機関の役割を見直したため、 目標未達成となった。【監視】 (3) 当該年間計画に各事案の不適正処理の現状や課題を記載し、適宜更新している。 【監視】	監視指導件数 3,181件 / 3,600件	引き続き取組を継続していく。 活動指標を見直し、「改善着手率 100%」とする。	【県総合計画（県民力 ビジョン）】 産業廃棄物の不法投棄 総量 H27目標：370t以下 H27実績：6,811t
	1-2 情報 提供に的確に 対応できる仕 組みづくり	(1) 県民相談簿の充実 (2) 重要度に応じた調査が実施できる仕組みづくり	(1) 県民からの情報を「県民相談受理簿」に記録し、所属内での情報共有を図る。入手 した情報については迅速に対応するとともに、講じた措置や今後の対応を当該受理簿に記 載している。また、「県民相談受付簿一覧表」に処理結果を記録して全事案の進捗管理を している。【監視】 (2) 生活環境への影響を考慮し、「県民相談受理簿」に生活環境保全上の重要度を記入 し、重要度を踏まえた対応を実施している。【監視】	通報への対応率 100% / 100%	引き続き取組を継続していく。	【県廃棄物処理計画】 産業廃棄物の不法投棄 発生件数 H27目標：20件(0件) H27実績：31件(12件) *()内は10t以上
2 人材育 成・自己研鑽	2-1 実務能力 の向上と組織 力向上	(1) 中長期的な視点に立った人材育成計画の策定 (2) OJTによる実践力（現場対応能力）向上 (3) 各種研修の受講や学習機会の確保 (4) 組織力で課題を解決するための、学びあい、支えあ う風土づくり (5) 組織力を高める学習し続ける組織づくり	(1) 人材育成は本人のキャリアビジョンを踏まえつつ「三重県職員人づくり基本方針」 (平成24年12月)に基づき、廃棄物対策局班長会議により年間研修計画の決定と必要な独 自研修の企画を行っている。【廃り】【監視】【適正】 (2) 現場指導時や処理施設設置時の事前協議等の機会を活用し、経験豊富な職員と若手 職員を組み合わせることでOJTに取り組んでいるほか、具体的事例を題材とした「事例 検討会」によりOJTに取り組んでいる。【廃り】【監視】 (3) 行政代執行事案の「現地研修会」の実施や環境省や各種団体の実施する研修会への 参加や先進地視察等積極的に学習機会の確保に努めている。【廃り】【監視】【適正】 (4) 行政処分が見込まれるような重要案件は、関係各課や地域機関と協議を行い対応し ている。【廃り】【監視】 (5) 研修等参加者は、他の職員に対し研修内容の伝達を行い、知見の共有を図ってい る。【廃り】【監視】【適正】	【適正】研修受講 40回 / 15回以上 【監視】オリエンテーション実施 6日 / 6日 【廃り】WG開催数 13件 / 3件	引き続き取組を継続していく。 班長会議で年間研修計画を決定し、 必要な独自研修の企画とその実施に取り 組む。 事例検討会や現地研修会の実施によ りOJTを進めている。	不法投棄における行為 者特定事案の是正率 H27目標：100% H27実績：88%(14件 /16件)
	2-2 法務能力 の向上と課題 解決力を備え た人材育成	(1) 中長期的な視点に立った人材育成計画の策定 (2) 法務研修の戦略的展開 (3) 各種判例動向の把握	(1) 人材育成は「三重県職員人づくり基本方針」（平成24年12月）に基づいて実施して いる。【総務】 (2) 法曹資格職員や学識者等による法務研修を実施している。【総務】 (3) HP上に公開されている裁判例情報を基に、情報収集を行っている。【総務】	受講率（初級） 42% / 90% 受講率（中級） 47% / 90% 受講率（上級） 62% / 70% 外部研修受講数 0名 / 2名 判例研究 0回 / 4回	引き続き取組を進めていく。 活動指標の短期目標（受講率）を達 成できていないため、研修時に受講者 アンケートを実施し、その要因分析を 行うとともに、担当所属長にヒアリン グを実施することで改善策を講じる。 また、外部研修受講や判例研究に取り 組んでいないことから、改善を行 う。	
	2-3 リスク を的確に把握 できる感覚・ 感性の醸成	(1) 管理職員、担当職員の自己研鑽の推進 (2) 職員の「経験知」の共有 (3) 自己研鑽を支援する組織づくり	(1) 職員が自ら受講したい研修を選択できるよう、庁内メール等を活用し広く研修情報 を共有している。【廃り】【監視】 (2) 職員の研修受講履歴を整理し組織で共有している。また、研修等参加者は、他の職 員に対し伝達研修を実施し、知見を共有している。【廃り】【監視】 (3) 職員研修や伝達研修が受講しやすい組織風土が醸成されている。【廃り】【監視】	【監視】 研修受講 5回/2回 【廃り】 伝達研修 3回/3回	引き続き取組を継続していく。	
3 “経験 知”の共有に よるナレッジ マネジメント	3-1 マニユアル 構築・ノウ ハウを引き継 げる組織作り	(1) 許認可・監視指導マニュアルの充実 (2) ノウハウを引き継げる組織づくり	(1) 監視指導マニュアルや許可事務の手引きを整備している。産業廃棄物処理業に係る 経理的基礎の審査基準や処分業許可の審査手法の明確化について、ワーキンググループに より検討を進めた。【監視】【廃り】 (2) 現場指導時等には経験豊富な職員と若手職員を組み合わせるなどして、経験豊富な 職員の知見が若手職員に伝わるようにしている。【監視】	【監視】オリエンテーション実施 6日 / 6日 【廃り】WG開催数 9回 / 3回	引き続き取組を継続していく。 産業廃棄物処理業に係る経理的基礎 の審査基準に関し、検討成果を踏まえ 運用を開始する。処分業許可の審査手 法の明確化は引き続き検討進めるとと もに、新たに産業廃棄物条例に関する 制度の点検を行う。	
	3-2 現状を的確 に把握する 手段（GPS etc.）の利活用	(1) 定点での状況把握と継続保存 (2) システム技術（GPS etc）活用による把握確認方法の 調査研究	(1) 防災ヘリ・県警ヘリを活用したスカイパトロールにより、継続的に定点での写真撮 影を実施し、変動状況の把握に努めている。また、事案ごとに、過去の状況と比較でき るよう撮影場所を選定したうえで写真撮影を実施し、廃棄物の移動・変動状況の把握に努め ている。【監視】 (2) 最終処分場の立入時は、測量により正確な状況把握を行っている。なお、大規模な 不適正処理事案には、写真撮影時にGPSを使用するなど、正確で継続的な状況把握を 実施することとしている。【監視】	スカイパトロール実施 2回 / 4回 (必要な活動成果は得てい る)	引き続き取組を継続していく。	
	3-3 体系的な 監視指導シス テムの構築	(1) 総括表（監視指導カルテ）の作成 (2) 的確なリスク認識と現状把握に繋がる引継書の作成	(1) (2) 監視・指導支援システムにより監視日報を作成して日々の指導内容等を記録 として残すとともに、主要事案については個別の調書を作成し的確にリスクを認識する とともに、事案の情報を正確に引き継いでいる。また、過去の不法投棄等不適正処理事案を 題材として、職員研修として「事例検討会」を実施し、監視活動のノウハウの共有化を 図っている。なお、効率的で効果的な監視活動となるよう事案の重要度を踏まえ本庁と地 域機関の役割の見直しを行ったため、目標未達成となった。【監視】	監視指導件数 3,181件 / 3,600件	引き続き取組を継続していく。 活動指標を見直し、「事案検討会 2回/年」とする。	

区分	基本取組	基本取組の具体的な内容	現状まとめ(H27年度)	活動指標【実績(H27)/中間目標(H27)】	取組方針	(参考)総合計画、廃棄物処理計画における目標値
4 多様な主体との連携	4-1 県民（地域住民）との連携	(1) 地域住民と対話の確保 (2) <u>行政と地域住民との連携による不法投棄の早期発見</u>	(1) 地域住民等からの対話要望に迅速に対応している。【監視】 (2) 不法投棄監視活動に積極的に取組む団体に対し、 <u>不法投棄監視パトロール用品を配布し支援を行っている。</u> 【監視】	監視資材配布団体数 16団体 / 16団体	引き続き取組を継続していく。	
	4-2 基礎自治体である市町との連携	(1) <u>市町とのパートナーシップの形成</u> (2) <u>緊密な情報提供・意見交換の推進</u>	(1) (2) 県地域機関と市町の連携会議において、相互に情報を提供し、意見交換等を実施している。また、住民からの不法投棄等不適正処理の通報に対し迅速な初動対応を図るため、 <u>市町職員を特別非常勤職員として「産業廃棄物に係る三重県市町立入検査員」に任用している。</u> 【監視】	市町職員任用数 255名 / 240名	引き続き取組を継続していく。	
	4-3 市町職員・森林組合職員に対する学習機会の確保	(1) <u>市町職員・森林組合職員への学習機会の提供</u>	立入検査員に任用している市町職員及び「 <u>廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定</u> 」を締結している森林組合等の団体に対し、 <u>三重県不法投棄等防止対策講習会</u> を実施し、廃棄物処理法や不法投棄等の対策に係る講習会を実施している。【監視】	講習会開催数 1回 / 1回	引き続き取組を継続していく。	
	4-4 各関係機関・関係団体等との連携	(1) <u>関係機関・関係団体との連携による施策の展開</u> (2) <u>関係団体を通じた普及啓発</u>	(1) 不法投棄等の早期発見のため、新たに(株)日本郵便東海支社と「 <u>廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定</u> 」を締結し、協定締結は計18団体となった。また、中部地方不法投棄対策連絡会等において、関係機関や関係団体等と定期的に情報交換等を行い連携を密にし各施策を進めている。【監視】 (2) 不法投棄監視ウィークを中心に、三重県産業廃棄物協会等と連携し積極的な啓発活動を実施している。また、解体業者、建設業者及び廃棄物処理業者を主な対象として「 <u>廃棄物の不適正処理によって生じる不利益について考えるセミナー</u> 」を開催した。【監視】【廃り】	【監視】 関係自治体との意見交換数 7回 / 5回 【廃り】意見交換団体数 6団体 / 4団体	引き続き取組を継続していく。 「 <u>廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定</u> 」を締結する事業者の拡大を図っています。	
	4-5 他法令部局と連携・対処する仕組みの構築	(1) 地域規制マップの作成 (2) 専門的知見の他法令所轄部局との共有 (3) 他法令所管部局と共同で事案に対処する仕組みの構築	(1) 三重県版GIS(M-GIS)の活用や面的・地理的な規制を有する法律(河川法、農地法、都市計画法など)を所管する部局の規制マップを常備することにより、事案発生場所の位置の特定や規制情報の確認を行っている。【監視】 (2) 廃棄物処理業に係る処理施設設置の際には、三重県廃棄物処理指導要綱に基づき、関係機関と事前協議を行うとともに、行政代執行を行う事案地における規制法令を共有化している。【廃り】【適正】 (3) 廃棄物対策に係る庁内の関連する法令を所管する部局等で構成する県庁内連絡会議を設置(平成19年6月)し、個別事案の対応の検討、調整を行うこととしている。【監視】	【適正】関係法令確認 2回 / 2回 【監視】庁内連絡会議 0回(必要なし) / 適時 【廃り】事前協議の実施 10回 / 適時	引き続き取組を継続していく。	
5 情報収集・情報提供(情報発信)	5-1 積極的な情報収集	(1) 不法投棄防止・廃棄物ダイヤル110番に関する街頭啓発活動 (2) 地域住民の活動支援 (3) <u>情報収集の仕組みづくりと充実</u>	(1) FM放送やショッピングセンター等での街頭啓発活動において、不法投棄等発見時に廃棄物ダイヤル110番等による通報を呼びかけている。【監視】 (2) 不法投棄監視活動等に積極的に取り組んでいる団体に対しパトロール資材を提供し、側面的支援を実施している。【監視】 (3) <u>廃棄物ダイヤル110番、廃棄物FAX110番、廃棄物メール110番を設置して情報収集手段の充実を図っている。平成27年度は、新たにセスナによる上空からの不法投棄等に関する情報の呼びかけを行った。</u> 【監視】	通報件数 54件 / 80件	引き続き取組を継続していく。 テレビのデータ放送を活用し、不適正処理の通報を呼びかけることとしている。	
	5-2 要監視項目に関する情報収集及び汚染状況の把握	(1) <u>国における検討状況の的確な把握</u> (2) <u>要監視項目のリスクの程度・水質検査の必要性の検討</u>	(1) 環境省のHP等により、環境基準及び要監視項目に関する情報(国における検討状況)を確認しているほか、 <u>水質及び土壌担当部局からの情報の入手に努めている。</u> 【適正】 (2) 各事案で検出されている物質と関連する環境基準及び要監視項目について、現時点で国の動向に大きな変化はなく、結果的に各事案における水質検査項目の追加には至っていない。【適正】	環境省HP確認 毎月1回 / 毎月1回	引き続き取組を継続していく。	
	5-3 情報交流による情報把握と積極的な情報発信	(1) 行政処分・改善指導状況の積極的発信 (2) 他法令所管部局との情報交換	(1) 行政処分については、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例に基づき、事業停止命令や改善命令等行政処分を県のホームページ等で公表している。【廃り】【監視】 (2) 三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づき、産業廃棄物の処理施設を設置するときは、関係法令等を所管する行政機関等と事前に協議及び調整を図っている。【廃り】	行政処分情報公表率 100%(12件) / 100%	引き続き取組を継続していく。	
	5-4 ホームページ活用による即時性をもった情報提供	(1) <u>産業廃棄物不適正処理事案HPの充実(地域住民に分かりやすいHP作成)</u>	県の環境行政全般を掲載しているHP『 <u>三重の環境</u> 』に、代執行着手事案を含めた <u>主な産業廃棄物不適正処理事案の概要を掲載しており、水質検査等のモニタリングの結果を適宜更新している。</u> 【適正】	水質検査等測定結果のHP更新 62.5%/100% (10/16(4事案×4回更新))	引き続き取組を継続していく。	

区分	基本取組	基本取組の具体的な内容	現状まとめ(H27年度)	活動指標 【実績(H27)/中間目標 (H27)】	取組方針	(参考)総合計画、廃棄物 処理計画における目標値
6 排出事業者・土地所有者への責任追及	6-1 明確な判断基準の作成とそれに沿った調査	(1) 排出事業者・土地所有者の調査の早期実施 (2) 明確で具体的な判断基準の策定 (3) 調査計画の策定 (4) 調査計画に沿った調査の実施と取りまとめ	(1) 監視・指導マニュアルに基づき、速やかに排出事業者や土地所有者に対し法的根拠に基づく対処方針を決定することとしている。また、行政代執行を行っている桑名市源十郎新田事業及び桑名市五反田事業で平成27年度の掘削工事により新たに発見された廃棄物について、排出事業者等に関する調査等の必要な対応を行った。【監視】【適正】 (2) 措置命令発出は、事業の個別内容によるため基準化(マニュアル化)に馴染まないと考えており、判断にあたり必要な事項について整理している。【監視】 (3) (4) 責任追及の必要が生じた場合には、計画的に調査を進めるよう監視・指導マニュアルに基づき、課全体で協議を行い計画立案している。また、その進行管理や結果をとりまとめ、課内での共有を図ることとしている。【監視】	【適正】新たな調査の実施実施 / 必要時 【監視】監視マニュアル研修 1回 / 1回	引き続き取組を継続していく。	
	6-2 管理職員による定期的な進捗管理(マネジメント)	(1) 個別課題ごとの進捗管理表の作成 (2) 管理職員と担当職員による定期的な現状と課題の共有 (3) 管理職員の助言と積極的な参画	(1) 事実ごとに調査を作成し、「現状」「問題点」「今後の対応」について、管理職員は定期的に時点修正しながら個別課題の進捗管理を行っている。【適正】 (2) 管理職員は、事実ごとの年間計画に基づき事業の進捗管理を実施しており、その中で個別課題の把握している。【適正】 (3) 管理職員は、日々の日常業務において、担当者からの個別課題にかかる相談に対し、必要な助言等を行っている。【適正】	定期的な面談 3回 / 3回	引き続き取組を継続していく。	
	6-3 正確な業務引継の実施	(1) 「現状」「問題点」及び「今後の対応」を記述した引継書の作成	(1) 排出事業者及び土地所有者に対する認識と現状等(指導経緯・状況、課題及び今後の対応方針)を正確に記載し、後任者に引継ぎ、後任者は、これに加筆を加え、次の職員にもれのない事務引継を実施している。【適正】	業務引継ぎ内容の整理 1回 / 1回	引き続き取組を継続していく。	
7 費用求償	7-1 費用求償体制の充実	(1) 担当課における費用求償体制の充実 (2) 税務部局との連携強化・充実	(1) 費用求償のスキル向上のための専門的研修を受講し、各事業担当とともに業務にあたっている。【適正】 (2) 費用求償事務で疑義が生じた場合、税務担当課へ個別に相談している。【適正】	費用求償マニュアルの確認・修正 1回 / 1回	引き続き取組を継続していく。	
	7-2 費用求償手続マニュアルの作成	(1) 費用求償手続マニュアルの作成 (2) 先進自治体の取組の詳細な調査の実施 (3) 全国自治体連携会議による情報共有	(1) 国税における「滞納整理事務の手引き」を参考に費用求償マニュアルを作成し、経験知として得られた内容を適宜追加し、マニュアルの拡充を図っている。【適正】 (2) 費用求償マニュアルの作成にあたっては、費用徴収の効果的な事例を把握するため先進自治体の調査を実施した。【適正】 (3) 全国自治体連携会議において、徴収状況に関する議題の提案により情報収集を行っている。【適正】	費用求償マニュアルの確認・修正 1回 / 1回 全国自治体連携会議参加 1回 / 1回	引き続き取組を継続していく。	
	7-3 実効性のある費用求償に繋がる進捗管理	(1) 定期的な財産調査や収入状況調査の把握 (2) 「税外収入徴収台帳」「財産調査台帳」による進捗管理 (3) 管理職員の積極的な参画と助言	(1) (2) 定期的に実施した財産調査内容を集約した「費用求償台帳」を整備・更新し、徴収事務の適切な進捗管理に努めている。【適正】 (3) 担当職員と管理職員との間で情報を共有している。【適正】	財産調査 7回 / 2回 収入状況調査 10回 / 1回	引き続き取組を継続していく。	
	7-4 費用求償手続に精通した意欲的な人材の育成	(1) 税務部局と連携した研修の開催 (2) 民間企業主催研修の受講機会の確保 (3) 研修の「経験知」の共有による組織力向上 (4) 費用求償プロセス評価による意欲的な人材育成 (5) 管理職員と担当職員の問題意識の共有と役割分担	(1) (2) 費用求償手続に精通した人材を育成するため、税務部局主催の滞納整理研修への参加や民間企業主催の債権回収研修に参加している。【適正】 (3) 研修で得られる知識(「形式知」)を「経験知」として生かしていけるよう費用求償マニュアルに反映させ情報共有を図っている。【適正】 (4) 職員評価は「県職員育成支援のための評価制度」により、プロセスも含めた評価が行われている。【適正】 (5) 担当職員と管理職員との情報共有をしている。【適正】	研修受講 1回 / 1回以上	引き続き取組を継続していく。 研修成果を組織で共有するために伝達研修等を実施することとしている。	
8 独自施策の展開	8-1 県独自の規制強化等による未然防止	(1) 条例による独自規制の展開	廃棄物処理法の規制や基準等を補完するため、三重県における産業廃棄物の適正な処理を推進するため、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例を的確に運用している。【廃り】	産業廃棄物処理実績報告書提出率 91% / 100% (未提出者は氏名を公表)	引き続き条例の的確な運用を行っていく。 条例の制度の点検を行う。	
	8-2 全国の不適正処理事案関係自治体との連携	(1) 自治体連携会議を通じた情報交換・情報共有 (2) データベース作成による「経験知」の共有	(1) 全国自治体連携会議には毎年度参加し、課題についての情報交換・情報共有を行っている。【適正】 (2) これまでに全国自治体連携会議で議論した内容などの情報について整理・取りまとめを行い、横浜市で開催(平成27年10月29日、30日)された全国自治体連携会議に提示した。今後、会議開催自治体が更新し、情報共有を行うこととしている。【適正】	全国自治体連携会議参加 1回 / 1回	引き続き取組を継続していく。	
	8-3 維持管理積立金の積立状況の的確な把握	(1) 維持管理積立金の積立状況の把握 (2) 未積立事業者への的確な対応	(1) 維持管理積立金の積み立て対象となる施設設置者は14設置者(19施設)で、その内2設置者(4施設)は積み立てをしていない状況。【廃り】 (2) 積み立てをしていない2設置者(4施設)については、現在埋立処分終了の状況であることから、埋立処分終了届出書等必要な指導を行っている。【廃り】	立入指導回数 6回 / 6回	積み立てをしていない2設置者(4施設)について、埋立処分終了届出書を提出するよう指導を継続する。	
	8-4 課題解決に繋がる法制度・政策の提案・提言	(1) 新たな法制度・政策の検討 (2) 関係自治体との連携と定期的な意見交換 (3) 国への法制度・政策の提案・提言	(1) (3) 不適正処分が行われた場合に修復が困難な安定型最終処分場の構造基準の見直しや管理者が不在となったPCB廃棄物の処理の推進に向け、国等に対して提案・提言を行っている。【廃り】 (2) 不適正処理等の是正に関し、他県市との担当者会議において事例発表を行い情報交換する等して、業務推進の参考としている。【監視】	【監視】関係自治体との意見交換 7回 / 5回 【廃り】国等への提案・提言 3件 / 1件以上	引き続き取組を継続していく。	